平成21年度 公立大学法人首都大学東京 財務諸表の概要について

1 公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)の財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)

- (1) 法人は、毎事業年度終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (4)法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成21年度財務諸表等の概要及び相互関連図

《収入》

4 5 4

(471)

業務活動

投資活動

(内数)209

(内数)245

(241)

(230)

《期首残高》

37 (21)

()は20年度 (単位:億円)

キャッシュフロー計算書

《古出》

4 5 1

(455)

(212)

(235)

(8)

《期末残高》

40 (37)

業務活動

投資活動

財務活動

(内数)

(内数)231

(内数)213

(会計期間の活動区分別資金の流れ)

貸借対照表

(期末日の財政状態)

| 《資産》 1 4 2 5 (1405) | 《負債》 192 (185) | | |
|---|---|---|--|
| 固定資産 (内数) 1 3 0 3 (1283) | 固定負債 (内数)126(117) 流動負債 (内数)66(68) | - | 利益剰余金の内訳 積立金 (内数) 26 |
| 流動資産 (現金及び預貯 金を除く) (内数) 82 (75) | 《純資産》 1233 (1220) 資本金 (内数)1285 (1285) 資本剰余金 (内数) 122 | | 目的積立金 (内数) 31 (37) (積立金取崩額) 12.4 (5.3) |
| ^{::} 現金及び預貯金 (内数) 4 0 (47) | (135) 利益剰余金 (内数)70 (70) | | 当期 未処分利益 (内数) 13 (14) |

損益計算書

(会計期間の運営状況)

行政サービス実施コスト計算書

(都民負担に帰すべきコスト集約)

《運営費交付金 運営費交付金 等に基づ〈収益 等に基づく収 以外の収益》 益以外の収益 87 注 (内数) 81 (81) (81)《経常収益》 《経常費用》 《費用》 《行政サービス 2 5 4 2 4 2 2 4 9 実施コスト》 (241)(254)(245)205 運営費交付金収益 (237)(内数)153 (157)資産見返負債戻入 (内数) 8 (8) 施設費収益等 (内数) 12(8) (積立金取崩額) 1.9 (1.7) 《当期総利益》 + + +) 4 3 13 (14) · (73) 7 (4) 6.1 (2.6) (臨時利益) (臨時損失)

(支出·収入)

投資活動:前年度までの有価証券の投資状況により当年度の証券売却が減少した結果、有価証券に係る収入が減少し、収入21億円の減となったが、実績のなかった商品の運用など積極的な投資活動により、運用利益(5200万円、昨年ほぼ同)を確保した。

(資産)

固定資産:プロジェクト研究棟、空調設備、教育情報システム、X線CT装置、図書システムの取得等により、20億円増となった。

流動資産・現金及び預貯金:定期預金(現金、預貯金)から有価証券への切り替え等により、7億円の増減となった。

(負債)

|主に、地方独法特有の会計処理で計上される資産見返負債(109億円)などの「固 |定負債」と未払金(59億円)などの「流動負債」から構成

(純資産)

資本剰余金: 損益外減価償却累計額として20億円減となった一方、空調や給排水、 プロジェクト研究棟の取得等の施設整備による増の結果、13億円の増となった。

〈経常収益〉

運営費交付金収益:効率化係数として前年比2.5%の減額措置等により、4億円の減となった。

施設費収益等(補助金含):教育研究高度化補助金等により4億円の増 となった。

(臨時利益及び臨時損失)

受託研究費等の収益化基準の変更(完成基準 進行基準)に伴い、未成研究支出金及び前受受託研究費を臨時収益及び臨時損失に6億円振り替えたこと等によるもの。

損益外減価償却費相当額 20 (54) 引当外賞与増加見積額 0.2 (0) 引当外退職給付増加見積額 0.1 (2) 機会費用 22 (17)

注: 損益計算書における自己収益との差額6億円については、受託研究費等の収益化基準変更に伴う臨時利益によるもの。